

# 中川正春の 永田町かわら版

2023/5/12 第389号

## ○統一地方選挙、仲間の躍進

春の統一地方選挙が一段落しました。県議会、市長選挙、市議会と、三重県では、私たちの仲間がしっかり頑張って、議席を確保できました。

特に三重2区内の市町村では、名張市では荊原さんの大奮闘、伊賀市の森野さん、稲森さん、鈴鹿市の藤田さん、下野さん、平畑さん、四日市では、稲垣さん、田中さん、芳野さんが県議会議員に当選。三重県議会では私たちの仲間の議員の会派、「新政みえ」が議席を守り最大会派を維持しています。三重県政に実行力と責任を持って臨める立場です。産業構造の変化や少子化、過疎化に対する具体策を三重県で具体的に打ち出してくれることを期待します。

## ○憲法議論 原点を大事に

国会の憲法審査会では、いろいろな論点が出ています。戦争や大災害、パンデミックなどが起きた時、自衛隊法、国民保護法、災害対策基本法や新型インフルエンザ対策特別措置法など、日本にはすでに体系的な緊急事態法制があり、こうした法律で、適切に運用されています。一方で、権限を総理大臣に集中させて法律を超えて指揮権が発動できる体制を作る緊急事態条項を憲法に追加して対応すべきだという意見があります。自衛隊の憲法9条への明記や軍事力の2倍増強の議論もそうですが、最近の不安定な国際情勢などに乗じて、国家権力を大きくしていく方向で憲法改正を進めようという議論が目立ちます。憲法議論は、どのような状況であっても、権力の暴走を許さない民主主義の力をしっかり機能させることが原点。その上で、平和、民主主義、基本的人権など、日本国憲法が大事にしている価値観をさらに発展させていく議論をしたいと思います。

## ○入管法 評価される制度改革は道半ば

入管法の改正案が、国会に提出され、衆議院で可決。今後、参議院での審議を経て施行される見通しです。国連の人権委員会をはじめ、日本の入管、特に難民受け入れの現状に対しては、世界の目は厳しく、国内でも裁判などを通じて難民支援にあたる弁護士の皆さんをはじめ、多くの人権団体から、根本的な入管行政の改革が求められてきました。私にとっても、入管行政の改革は、ライフワークの一つです。

日本には、単純労働を目的として入国する制度がなく、短期のビザや技能実習で入国し、結果的に不法滞在となること。難民申請をしている間は、強制的に母国に送り返されることはないという制度のため、その制度を悪用した偽装申請が存在すること。一方で、母国で民族対立や内乱などで、本当に迫害を受けて日本に逃げてきた難民に対しては、それを客観的総合的に認定する制度の不備と、国際標準に比して厳格な基準であると厳しい指摘があること。また、本国に送還することが決定した外国人が、それに従わない場合は、原則入管に收容することとなっています。海外では原則不收容です。

先般のウィシュマさんの悲劇のように、收容所の人権尊重が疑わしい例が多くあること。不法滞在が長期化する中で、日本で家庭を持ち子どもたちの養育などすっかり定着している人々に対して、海外でなされている特別人道配慮（モラトリアム）が、日本ではなされていないこと。このような、多くの根本的な課題に対して、入管の法律改正がどこまで応えてきたのか。単純労働を目的とした受け入れは否定。難民申請は、3回で打ち切り。難民の判定を入管から第三者機関に移し、世界に通じる認定基準にすることもあいまいなまま。原則不收容への移行に対して入管の打ち出した管理制度は、不十分。ウィシュマさん事件への反省も表面的で、人権尊重に掘り下げが足りない。等々、基本的な部分で改革が出来ないまま法律が成立してしまうことに、私も、悔しい思いを持っています。

日本は人権を尊重する、海外からも、そのように評価されるための制度改革は、まだ道半ばです。

【編集元】衆議院議員中川正春事務所

E-mail: nakagawa@cronos.ocn.ne.jp

ホームページはこちらから→

三重／〒513-0801 鈴鹿市神戸 7-1-5

TEL: 059-381-3513 / FAX: 059-381-3514

東京／〒100-8981 千代田区永田町 2-2-1

衆議院第一議員会館 519号室

TEL: 03-3508-7128 / FAX: 03-3508-3428

